

建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に係る一括同意基準

仙台市建築審査会

第 1 趣旨

建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号に規定する許可に際し、環境負荷低減の観点から必要な設備を設けるもの又は防災の観点から防災用備蓄倉庫を設けるものに対して、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとする事で許可手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

第 2 適用の範囲

1. 対象建築物

この基準の適用対象建築物は、住居の用に供する建築物又はその部分とする。

2. 容積率緩和対象施設

容積率緩和の対象となる施設は、潜熱回収型給湯器、自然冷媒を用いたヒートポンプ給湯器又は高さが 20m を超える中高層住宅若しくは地階を除く階数が 6 以上である中高層住宅に設ける防災用備蓄倉庫（総延べ床面積が計画戸数の 1 住戸当たり 0.5 m² を限度とする防火用備蓄倉庫に限る）とする。

第 3 建築審査会の同意

この一括同意基準に適合しているものは、個々の案件について、既に建築審査会が同意したものとみなす。

第 4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この一括同意基準により許可をした際には、速やかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は、平成 24 年 2 月 8 日から実施する。